

1-9

標準報酬の定時決定

『被保険者報酬月額算定基礎届』

保険料や給付金の計算の基礎となる被保険者の標準報酬は、被保険者資格を取得したときに決定されますが、このままにしておくとも被保険者が実際に受ける報酬の額と標準報酬の額とが年々かけ離れ、実態にそぐわなくなります。そこで毎年1回、全被保険者について標準報酬を決定し直すことになっています。この決定を定時決定と言い、毎年7月に全事業所から「被保険者報酬月額算定基礎届」を提出していただきます。

(1) 提出期限

○毎年7月1日から7月10日まで

※休日の場合は翌日以降の最初の営業日まで

(2) 提出書類

被保険者報酬月額算定基礎届

この手続きは磁気媒体等(CD・DVD)による提出も可能です。

(3) 添付書類

- ・総括表(毎年算定の案内を出す際添付しますので、それをご利用ください)
- ・従前月額と決定月額に2等級の差がある人の固定給変動の有無や出勤日数が少ない人の理由が記入してある「状況表」
- ・従前月額と決定月額に10万円以上差がある場合「急激な変動理由書」

(4) 算定基礎届の提出が必要な人

必要な人	5月31日以前に入社(資格取得)した被保険者で、7月1日現在、在職中の人
	7月1日以降に退職(資格喪失日:7月2日以降)する人
	欠勤中または休職中(育児休業・介護休業を含む)の人
	健康保険法第118条第1項に該当する人(刑事施設等に拘禁された人)
必要でない人	6月1日以降に入社(資格取得)した被保険者
	6月30日以前に退職(資格喪失日:7月1日以前)した人
	7月に月額変更届・育休月変・産休月変を提出する人
	8月・9月に月額変更届・育休月変・産休月変を提出する予定の人

(5) パートタイマーの算定方法

○各月の報酬支払基礎日数が17日以上の月がある場合は、通常の算定方法で算定しますが、各月とも報酬支払基礎日数が17日未満である場合は、普通の算定方法と異なり、報酬支払基礎日数が15日ある月の報酬を対象に算定を行います。その場合には、必ず備考欄にパートタイマーの算定であることを記載してください。

(6) 保険者算定

通常の方法では報酬月額の「算定が困難なとき」や算定結果が「著しく不当になる場合」は、保険者が特別な算定方法(修正平均)によって、報酬月額を算定します。この特別な算定

1. 適用関係

方法を「保険者算定」といいます。

例えば、4月・5月・6月の各月とも支払基礎日数17日未満のときや、病気欠勤や育児休業等で4月・5月・6月の3ヶ月間にまったく報酬を受けないときには、従前の標準報酬月額で決定します。

また、4月～6月の報酬額をもとに算出した標準報酬月額が、過去1年間(前年7月～当年6月)の月平均報酬額によって算出した標準報酬月額と2等級以上の差があり、当該差が業務の性質上、例年発生することが見込まれ、本人の同意がある場合、過去1年間の月平均報酬額によって算定することができます(年間平均)。

(7) 年間平均の申立てをする場合の追加提出書類

- ・「年間報酬の平均で算定することの申立書」(1-9-3 参照)
 - ・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(1-9-4 参照)
- ※上記申立をする場合、被保険者月額算定基礎届の備考欄に“年間平均”と記入してください。

年間報酬の平均で算定することの申立書

(様式1)

西武健康保険組合 御中

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇業を行っており、毎年、4月から6月までの間は人事異動および決算のため4月、5月、6月が繁忙期になることから残業代が増加するため、人事および経理業務担当部署の従業員に対して、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」（年間）にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

令和〇〇年〇月〇日

事業所所在地 埼玉県所沢市くすのき台1-11-2

事業所名称 〇〇〇〇株式会社

事業主氏名 代表取締役 西 武夫

連絡先 04-2926-3876

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

1. 適用関係

保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立てに係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

様式2

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立てに係る例年の状況、
厚生年金保険 標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	〇〇〇株式会社
---------	--	-------	---------

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
令和 22 年 7 月	円	円	0 円
令和 22 年 8 月	円	円	0 円
令和 22 年 9 月	円	円	0 円
令和 22 年 10 月	円	円	0 円
令和 22 年 11 月	円	円	0 円
令和 22 年 12 月	円	円	0 円
令和 23 年 1 月	円	円	0 円
令和 23 年 2 月	円	円	0 円
令和 23 年 3 月	円	円	0 円
令和 23 年 4 月	円	円	0 円
令和 23 年 5 月	円	円	0 円
令和 23 年 6 月	円	円	0 円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険 千円	厚生年金保険 千円
-----------	------------	--------------

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円
円	円				

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円
円	円				

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円
	円				

【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- 短時間就労者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」(当年4月～6月)の支払基礎日数を17日以上月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」(前年7月～当年6月)も17日以上月の報酬の平均額。
「通常の方法で算出した標準報酬月額」の支払基礎日数が17日以上ないので、15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」は、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額。
- 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名 西 武 太 郎

【備考欄】

1. 適用関係

被保険者報酬月額算定基礎届

様式コード
2 | 2 | 5

**健康保険
厚生年金保険**
被保険者報酬月額算定基礎届
70歳以上被用者算定基礎届



令和 年 月 日提出

事業所 整理記号: 1 | 0 | 0 ← **3桁または4桁の記号を記入**

事業所 所在地: 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

事業所 名称: ○○○○ 株式会社

事業主 氏名: 代表取締役 ○○○○

電話番号: ○○ (○○○○) ○○○○

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

受付印

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	通算によるもの額	現物によるもの額	昇給	降給	昇給	降給	総計	備考
1	4	19	125,200	0	5-311115	4	9	1	9	126 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 (<input checked="" type="checkbox"/> シフト制による)
	5	13	118,800	0					254,300	
	6	20	129,100	0					127,150	
									修正平均額	
2	4	31	206,000	4,600	5-450928	4	9	1	9	220 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 (<input checked="" type="checkbox"/> 兼事)
	5	30	224,000	4,600					655,800	
	6	31	212,000	4,600					218,600	
									修正平均額	
3	4	16	124,800	0	5-600823	4	9	1	9	126 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 (<input checked="" type="checkbox"/>)
	5	15							366,600	
	6	16							117,000	
									修正平均額	
4	4									総計を該当月数で割った額をご記入ください(1円未満切り捨て)
	5									
	6									
5	4									該当する項目がある場合は○で囲み、区分や17日未満の理由などを ご記入ください
	5									
	6									

※ ⑤支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

1. 適用関係

- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は、11日以上）の月の「⑬合計（⑪+⑫）」を総計した金額をご記入ください。
※「パート」の場合で4月～6月の支払期に17日以上（「短時間労働者」の場合は、11日以上）の月がない場合は、15日以上（「短時間労働者」の場合は、11日以上）の月の「⑬合計（⑪+⑫）」を総計してください。
- ⑮平均額 : 「⑭総計」で算出した金額を、「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は、11日以上）の月数で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。
※「パート」の場合で17日以上（「短時間労働者」の場合は、11日以上）の月がない場合は、15日以上（「短時間労働者」の場合は、11日以上）の月数で除してください。
- ⑯修正平均額 : 遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額をご算出ください。
- ⑰個人番号 : 記入不要です。
- ⑱備考 : 右上に決定月額をご記入ください。
「2.二以上勤務」は、被保険者（70歳以上被用者）が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「4.途中入社」には、給与の支払い対象となる期間の途中から資格取得したことにより1カ月分の給与が支給されない場合に○で囲み、「9.その他」に入社（資格取得）年月日をご記入ください。（1カ月分の給与が支給されない月（途中入社月）を除いた月が算定の対象となります。）
「5.病休・育休・休職等」に該当する場合は○で囲み、その期間について「9.その他」にご記入ください。
「6.短時間労働者」「7.パート」に該当する場合は○で囲んでください。
「8.年間平均」での算定を希望する場合は○で囲み、申立書・同意書等の添付書類をご提出ください。
以下に該当する場合は、「⑱備考」欄の「9.その他」を○で囲み、（ ）内にその内容をご記入ください。
7月1日時点ですでに退職している場合
⇒ （例：6月30日退職）
算定の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合 ⇒ （例：5月に短時間労働者へ区分変更の場合、「5/1→短時間労働者」と記入）

1. 適用関係

お知らせ

- ・この届書により決定された標準報酬月額はその年の9月分保険料（10月納付分）から適用となります。
- ・7月、8月、9月改定の月額変更該当する場合は、この算定による定時決定より月額変更による改定が優先されますので、『被保険者報酬月額変更届』を必ずご提出ください。
（「⑩備考」欄の「3.月額変更予定」を○で囲んでください。）
- ・「⑩給与計算の基礎日数」が17日（または15日・11日）以上の月が1月もない場合は、従前の標準報酬月額により決定することになります。
- ・年間報酬の平均で算定することを申立している場合は、『被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等』に記入した「修正平均額」を「⑩修正平均額」欄にご記入ください。
- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所（特定適用事業所）に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。